

平成26年10月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年(行ウ)第6号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年7月17日

判 決

金沢市

原 告

金沢市鞍月一丁目1番地

被 告

石川県知事谷本正憲

被告訴訟代理人弁護士

小堀秀行

同

森岡真一

主 文

1 被告は、田中博人に対し、31万5708円を支払うよう請求せよ。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用はこれを7分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、田中博人に対し、211万5708円及びこれに対する平成24年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 被告は、藤井義弘に対し、750円を支払うよう請求せよ。

3 被告は、山根靖則に対し、459円を支払うよう請求せよ。

4 被告は、増江啓に対し、444円を支払うよう請求せよ。

5 被告は、若林昭夫に対し、350円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、石川県の住民である原告が、石川県議会議員である田中博人(以下

「田中」という。)が平成23年度に交付を受けた政務調査費について、使途基準に違反する違法な支出がされており、田中は石川県に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、田中に対し、211万5708円及びこれに対する不当利得の返還期限の翌日である平成24年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めるとともに、石川県議会議員である藤井義弘(以下「藤井」という。)、山根靖則(以下「山根」という。)、増江啓(以下「増江」という。)及び若林昭夫(以下「若林」という。)の4名が、政務調査費の収支報告書を提出して交付を受けた政務調査費の一部を返還したから、これに対する遅延損害金も返還すべきであるのに、被告はその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、藤井に対し750円、山根に対し459円、増江に対し444円、若林に対し350円の支払をそれぞれ請求するよう求めた事案である。

2 法令等の定め

(1) 地方自治法(平成24年法律第72号による改正前のもの)

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない(100条14項)。

イ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする(100条15項)。

(2) 石川県政務調査費の交付に関する条例(平成24年条例第71号によ

る改正改称前のもの。以下「本件条例」という。甲2)

ア 政務調査費は、石川県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。

以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する（2条）。

イ 会派又はその所属議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければ
ならない（8条1項）。

一 調査研究費

二 研修費

三 会議費

四 資料作成費

五 資料購入費

六 広報費

七 事務所費

八 事務費

九 人件費

ウ 前項各号に掲げる費用の使途基準は、議長が定める（8条2項）。

エ 会派の代表者又はその所属議員は、前年度における次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下この項において「收支報告書」という。）並びに当該收支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し（以下「收支報告書等」という。）を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（9条1項）。

一 政務調査費に係る収入の総額

二 政務調査費に係る支出の総額並びに前条1項各号に掲げる費用ごとの
支出の額及び主たる支出の内訳

三 政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除
した額

オ 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入の総額からその年度において行った政務調査費に係る支出（8条1項各号に掲げる費用に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない（11条）。

- (3) 石川県政務調査費の交付に関する規程（平成24年議会規程第1号による改正改称前のもの。以下「本件規程」という。甲2）
- ア 条例8条2項の使途基準は、別表のとおりとする（4条）。
- イ 前記の別表は、別紙「使途基準」（以下「本件使途基準」という。）のとおりである。

3 前提事実

- (1) 原告は、平成25年3月29日、本訴において原告が被告に請求する内容を含む措置請求書を石川県監査委員に提出し、政務調査費の支出について地方自治法242条1項に基づく住民監査請求を行い、これは同年4月3日に受理された（甲1）。
- (2) 石川県監査委員は、同年5月23日付で、措置請求書における原告の主張には全て理由がない旨の監査結果を原告に通知し、上記監査請求を棄却した（甲1）。
- (3) そこで、原告は、同年6月21日、本訴を当裁判所に提起した（裁判所に顕著な事実）。

第3 争点及び当事者の主張

1 田中による支出が本件使途基準に適合するか（争点①）

(1) 原告の主張

田中は、業務委託料として政務調査費から216万円を支出しているが、調査研究の委託料が高額で、田中の年間の政務調査費の支出に占める割合が高い上に、調査研究の委託先である株式会社サンアールは調査研究を専門に

行う会社ではなく、田中の意向に沿った調査を行っていることの裏付けもないから、当該支出は使途基準に適合しない。

ただし、田中は、政務調査費の交付額を超える4万4292円については自己の負担で支出しているから（甲3），前記の216万円から同額を控除した211万5708円を田中に請求するよう求める。

（2）被告の主張

田中は、地域情勢の視察や聞き取り調査など、幅広い調査業務を株式会社サンアールに委託した。株式会社サンアールは主としてコンサルタント業務を行っている会社であり、前記の調査業務を委託する相手として適切であつたし、このような業務委託を行うことによって、田中は多忙な自身が直接赴かなくても、県民の要望を聴取することができるようになった。したがって、株式会社サンアールに対する支出は使途基準に適合する。

2 収支報告書の提出期限後に政務調査費を返還する場合、議員に遅延損害金を支払う義務はあるか（争点②）

（1）原告の主張

本件条例9条1項によれば、ある年度に石川県議会議員ないし会派が交付を受けた政務調査費に関する収支報告書の提出期限は、翌年の4月30日であるから、議員が平成23年度に交付を受けた政務調査費について、不当利得が発生したため、あるいは議員が収支報告書を訂正したため、平成24年5月1日以降に返還する場合には、平成24年5月1日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

（2）被告の認否及び反論

原告の主張は争う。

政務調査費の返還義務の法的性格は不当利得返還義務であるが、不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから、請求がされない限り履行遅滞は生じない。被告は藤井、山根、増江、若林に対して何ら具体的な請求を行

っていないのであるから、遅延損害金は発生しない。

本件条例9条1項は、収支報告書等の提出期限を定めたに過ぎず、政務調査費の返還期限とは無関係の規定である。

第4 当裁判所の判断

1 田中による支出が本件使途基準に適合するか（争点①）について

(1) 地方自治法100条14項は、政務調査費の交付につき、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」ものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤を充実させるため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものと解される。しかし、他方で、政務調査費は、議長が具体的に定める使途基準に従って使用されなければならず（本件条例8条），議員は、その年度において交付を受けた政務調査費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない（本件条例11条）とされていることに鑑みると、政務調査費の交付を受けた議員が政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出をした場合、当該議員は、当該支出相当額の金員を保有する理由がなくなり、知事に対して不当利得返還義務を負うことになると解するのが相当である。

そうすると、議員に政務調査費の返還を求める場合には、不当利得返還請求訴訟の一般的な主張立証責任の分配に従って、原告において、返還を求める政務調査費の支出が、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出に当たらない（法律上の原因を欠く）ことの主張立証責任を負うと解されるところ、当該調査費の支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形容的な事実（以下「いわゆる外形容的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、返還を求めら

れた議員の側において、当該支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、当該支出は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないとの立証があつたものと解するのが相当である。

(2) 政心会こと田中は、業務委託料として、216万円を支出しているところ（甲4の1ないし12），証拠（甲5，乙5，9ないし14）によれば、①田中の委託先である株式会社サンアールは田中及びその親族が取締役を務める会社であること、②同社の社屋の一角に田中の事務所が設けられており、同社の従業員のうち田中から受託した委託業務に当たる者が同事務所に常駐していたこと、③同社の従業員は、住民から相談があれば、田中の了解を得ずに調査を始めたことがあったことが認められ、株式会社サンアールの従業員は、田中の個別の意向を踏まえた調査研究活動をしていたというよりは、秘書的な活動をしていたものと認められる。

本件使途基準における調査研究費は、受託者による調査研究活動と業務委託料とが対価関係に立つことを想定していると解されることに照らすと、実質的に秘書活動への対価である当該支出が本件使途基準の調査研究費の趣旨に適合するかは疑問なしとしないから、いわゆる外形的事実の存在についての主張立証がなされているといえる。

しかしながら、他方で、本件使途基準が別に人件費の項目を設けていることに鑑みれば、当該支出が全体として本件使途基準に適合しないとまではいえないけれども、石川県議会が作成した政務調査費運用基準（乙3）によれば、政務調査費を充当することができる人件費は1か月15万円が上限とされていることに照らすと、田中による支出のうち180万円（1か月15万円の12か月分）を超える部分（36万円）は、本件使途基準に適合しないというべきである。

なお、田中が自己負担したとされる金額（4万4292円）相当分につい

ては利得がないものと解されるから返還義務が発生しない（なお、このことは原告も前提にしていると解される。）というべきである。したがって、原告の請求は36万円から同額を控除した31万5708円の限度で認容するのが相当である。

2 収支報告書の提出期限後に政務調査費を返還する場合、議員に遅延損害金を支払う義務はあるか（争点②）

政務調査費の支出が使途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の法的性格は不当利得返還義務であると解され、これは期限の定めのない債務（民法412条3項）に当たる。

したがって、政務調査費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わないところ、本件で藤井、山根、増江、若林が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠はないから、遅延損害金は生じない。

原告は、藤井、山根、増江、若林が石川県に対してした金員の返納（甲6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2）の性格を不当利得返還義務の履行と捉えた上で、本件条例9条1項を根拠に、同義務の履行については平成24年5月1日が遅延損害金の起算点であると主張しているものと解される（原告の主張をこのように解する限り、本件訴えのうち、藤井、山根、増江、若林に関する部分が監査請求を経ていないとまでいえない。甲1）。

しかし、使途基準に適合しない政務調査費の支出がされたことを原因とする不当利得が発生しているかは、後の裁判所の判断等によって確定するものであり、収支報告書等の提出時には必ずしも明らかではないことを踏まえると、本件条例9条1項が、政務調査費の支出が使途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の履行期をも定めた規定であると解することが相当であるとはいえない。結局、原告の主張は理由がない。

3 結論

以上のとおり、原告の本件請求は、田中に対し31万5708円を支払うよう請求することを被告に求める限度で理由があるが、その余についてはいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 藤 田 昌 宏

裁判官 千 葉 沙 織

裁判官 太 田 健 介

別紙使途基準

費用	使途基準
調査研究費	会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費
研修費	会派又はその所属議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費
資料作成費	会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又はその所属議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

これは正本である。

平成26年10月16日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 角谷浩二

